



ふせごう!

子ども・若者育成支援強調月間



コミュニティサイトでの犯罪被害

コミュニティサイト等を悪用して、こんな犯罪が起きています!

児童ポルノ製造

犯人は、コミュニティサイトで知り合った女子小学生をインターネット上で主催するサークルに勧誘し、ダイエットの指導をすることでだまして、裸の画像を送らせた。



画像がインターネットに流出するおそれもあります!

出会い系サイト規制法違反

女子高校生は、出会い系サイトに該当するインターネット上の掲示板に「下着とデート売ります。女子高生です。5,000円から取引します。」等の書き込みをし、検挙された。



子どもが書き込んでも犯罪になります!

青少年保護育成条例違反・児童ポルノ製造

犯人は、アイドルグループの一員と偽り、コミュニティサイトで知り合った女子中学生にわいせつな行為をした上、その様子をデジタルカメラで撮影した。



犯人は、氏名、年齢、職業、性別等を偽って近づいてきます!



スマートフォンのアプリにも注意!

準強姦～無料通話アプリ掲示板

犯人は、無料通話アプリの非公式掲示板で女子高校生と知り合い、車両内で睡眠薬を入れたジュースを飲ませ、女子高校生が眠っている間に、わいせつな行為をした。

児童買春～出会い系アプリ

犯人は、GPS(位置情報取得)機能で近くにいる利用者と交流できるアプリで女子中学生と知り合い、「下着を売ってほしい。」等と接触し、その後現金を渡す約束をして、わいせつな行為をした。

相手はどんな人間かわかりません。会うと犯罪の被害に!

フィルタリングサービスを利用しましょう

フィルタリングとは、有害サイトへのアクセスを制限するサービスで、携帯電話業者では、使用する青少年の年齢等に合わせたものを提供しています。

青少年(18歳未満)が使用する携帯電話には、原則フィルタリングサービスに加入することが法律で定められています。

スマートフォンには3つのフィルタリングが必要です

- 1、携帯電話回線による接続に対応したもの
- 2、無線LAN回線による接続に対応したもの
- 3、アプリによる接続に対応したもの(アプリフィルタリング等)

※3のフィルタリングのサービスがないスマートフォンは、保護者のパスワード管理により、アプリの利用を制限する必要があります。